

氏 名	なか がわ はる お 中 川 晴 夫
学位(専攻分野)	博 士 (エネルギー科学)
学位記番号	エネ博第27号
学位授与の日付	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻
学位論文題目	原子力政策における放射線業務従事者の健康管理記録登録管理制度についての研究

論文調査委員 (主査) 教授 神田啓治 教授 今西信嗣 教授 代谷誠治

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、原子力エネルギー産業をはじめとする各分野における放射線環境下労働に関し、放射線防護規制を構築する法律制度とそれを支える記録登録管理制度について論じ、さらに潜在的に本制度が持つ地域福祉向上能力を原子力地域振興政策に適用できる可能性について評価した結果をまとめたもので、5章からなっている。

第1章は緒言で、本研究の意義、目的、構成等の記述である。

放射線被ばく線量記録及び放射線業務従事者健康診断記録を包含する健康管理記録登録管理制度は放射線防護政策の基盤を支える制度である。本研究は制度に内在する諸課題を抽出し解決策を示すほか、制度運用に付随する従事者管理情報を活用し、得られる成果を原子力立地地域振興策に発展的に取り込み我が国の原子力政策への提言を行うことを目的としている。第2章は被ばく線量登録管理制度の記述である。

本章では、原子力エネルギー利用分野で発足した記録登録管理制度に内在する限界を成立の歴史的経緯を追って明らかにした。また我が国の放射線防護関連法令を俯瞰的に評価して、放射線防護政策面において医療被ばくの取り扱いに起因する課題が残されていることを示した。さらに個人の線量記録の一元的登録管理制度を創設するには法令間に齟齬がありこれが障害となっているとの仮説に基づき、放射線施設規制各法令における被ばく線量の記録、保存、報告の義務規定について横断的に評価した。その結果、医療法、放射線技師法の一部を手直しすることによって、健康診断時被ばく線量を含む個人の被ばく線量を一元的に管理する仕組みを成立させ得る見通しを得た。

第3章は健康診断記録登録管理制度についての記述である。

従事者個人の健康管理に重要不可欠な健康診断記録は放射線と健康との関連を疫学的に解明する研究においても重要な情報である。我が国では種々の健康管理政策に従って各種の健康診断が行なわれており、個人毎に一貫した健康診断記録登録管理制度はない。本研究では、健康診断記録を被ばく線量と同等の個人管理情報と位置付け、個人を主体として健康診断記録を一元登録管理する制度を提案し、被ばく線量記録と健康診断記録両者を合わせた健康管理記録登録管理制度を提言した。制度の活用策として健康診断記録登録管理システムを考案し、自治体に設置する地域医療情報システムのサブシステムと位置付けた。システムの運用は、発電所定期検査事業者で構成する工事安全協議会を母体として健康保険法による総合組合の設立が可能であるとして、これが運用資金を支援する仕組みを提言した。

第4章は制度運用に付随する従事者情報を原子力立地地域振興策に活用する方策についての記述である。

原子力発電所で働く放射線業務従事者は、地域住民の相当部分を占めている。制度運用に付随する従事者の個人管理情報は雇用に関する詳細情報を含んでおり、このデータを用いて発電所を中心とした立地地域の雇用の特性を分析することによって、地域雇用振興策の計画に理論的な根拠を与えることができる。本研究では放射線業務従事者の個人管理情報から導出された雇用情報統計を用いて発電所立地地区毎に雇用の特性を明らかにし、原子力発電所の設置基数と雇用との関係を明らかにした。これにより原子炉設置目標数が地域経済の雇用安定に大きく寄与することを明らかにし、これをあらかじめ発電

所立地計画に含めておく必要があることを提言した。

第5章は結論で、本研究により得られた成果と今後の課題を総括している。

本論文で提言した放射線業務従事者の健康管理記録登録管理制度の構想は、我が国の放射線防護政策の基盤を情報管理面で支えるという、本来の使命を満足するほか、今後原子力政策が目指すべき個人を中心とする原子力発電所立地地域の総合的・広域的振興を支援する手段としても有効であることを示した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、原子力エネルギー産業をはじめ、各分野における放射線環境下の労働についての放射線防護規制体系を構築する法律制度とそれを支える記録登録管理制度について分析評価した結果をまとめたものであり、得られた主な成果は次のとおりである。

まず、現行の登録管理制度が部分的な範囲にとどまっており、範囲の拡大に限界が生じていることを、その成立の歴史的経緯を追って明らかにした。また、その背景には現行の法令間に齟齬が存在し障害となっているとの仮説に基づき、放射線施設を規制する現行の各法令に記載されている被ばく線量の記録、保存、報告の義務規定を横断的に評価し、個人に係る線量記録を一元的に登録管理する制度の創設要件をまとめた。さらに、横断的評価の結果から、医療法、放射線技師法の一部を手直しすることによって、健康診断時の被ばく線量を含む線量記録を一元的に登録管理する制度が成立し得る見通しを得た。

次に、健康診断記録を被ばく線量と同等の個人管理情報と位置付け、我が国に未だ創設されていない被ばく線量記録と健康診断記録の両者を包含する、個人を主体に健康管理記録を一元的に登録管理する制度の成立要件をまとめた。また、原子力発電所を中心とした健康保険法による総合組合の設立を提言し、地域医療情報システムと健康管理記録登録管理システムとの連携を根幹に、健康管理情報を一元的に管理する情報管理システムの提案を行なった。

さらに、放射線業務従事者の個人管理情報から導き出された雇用統計情報を用いて、我が国の発電所立地地区毎の雇用特性を明らかにし、原子力発電所の設置基数と雇用との関係式を導き出した。これにより原子炉設置目標数が地域経済の雇用安定に大きく寄与することを明らかにし、発電所立地計画に合計設置基数を目標値としてあらかじめ定めておく必要があるとの提言を含む発電所立地地域振興策をまとめた。

本研究は原子力活動の基盤をなす放射線労働を原子力政策面から捉え、健康管理政策論、地域振興政策論に展開し、エネルギー社会学の観点から分析、評価をおこなったもので、学術上、實際上寄与するところが少なくない。よって本論文は博士（エネルギー）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成13年2月2日に実施した論文内容とそれに関連した試問の結果、合格と認めた。